

行政文書公開拒否決定通知書

平成26年10月14日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成26年10月5日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	戸部警察署がひんばんに一時停止違反を取締っている 横浜三井ビル前の横断歩道上での事故発生件数。ただし、記録のある限り、年毎の数値が分かるものであること。また、1件も発生していなければ年毎にゼロが記してあること。
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第8条並びに第5条第4号及び第6号該当 (理由) 特定の交通違反取締り場所に関する情報は、神奈川県情報公開条例第5条第4条に規定する交通違反取締り事務に支障を及ぼすおそれのある情報及び同条第6号に規定する犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれのある情報に該当し、本件公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなることから、同条例第8条の規定により文書の存否自体を回答することができません。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課室	交通部 交通総務課 電話番号 045-211-1212 内線5042

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。